

各手当制度のご紹介

児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父親と生計をともにしていない児童などの母、あるいは母にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

対象となる児童は、18歳到達後最初の3月31日までにある児童（心身に概ね中程度以上の障害がある場合は20歳未満）で、次のいずれかに該当する必要があります。

- 父母が婚姻を解消した児童
 - 父が死亡（生死が明らかでない場合を含む）した児童
 - 父が一定の障害の状態にある児童
 - 1年以上にわたり、父が法律により拘禁されている、又は、父に遺棄されている児童
 - 婚姻によらないで生まれた児童
- ただし、次の場合には支給されません。
- ・ 児童が児童福祉施設へ入所、又は里親にあずけられたとき
 - ・ 児童が公的年金の受給者、又は、父に支給される公的年金の加算の対象となっているとき
 - ・ 児童が父と生計を同じくしているとき（父が一定の障害の状態にある場合は除く）
 - ・ 児童が母の配偶者（事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む）に養育されているとき
 - ・ 受給者が高齢福祉年金以外の公的年金を受けることができるとき

支給額（月額）

平成19年度

全部支給	児童一人	41,720円
一部支給	児童一人	41,720円～9,850円

児童2人目は月額5,000円、3人目以降は児童1人につき月額3,000円が加算されます。

支給期月

毎年4月、8月、12月にそれぞれ前月分までが支給されます。

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神又は身体に中程度以上の障害を有する20歳未満の児童を養育している方に対して、児童の福祉の増進を願って支給される手当です。ただし、障害を理由に年金を受けることのできる児童や、児童福祉施設等に入所している児童などは対象となりません。

支給額（月額）

平成19年度

障害等級	1級	50,750円
	2級	33,800円

支給期月

毎年4月、8月、11月にそれぞれ前月分まで（11月は当月分まで）が支給されます。

障害児福祉手当

障害児福祉手当は、精神又は身体に重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を要する20歳未満の児童に対して、その福祉の増進を願って支給される手当です。ただし、障害を理由に年金を受けることのできる児童や、児童福祉施設等に入所している児童などは対象となりません。

支給額（月額） 14,380円（平成19年度）

支給期月

毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月分までが支給されます。

特別障害者手当

特別障害者手当は、精神又は身体に著しく重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の方に対して、その福祉の増進を願って支給される手当です。ただし、障害者施設等に入所している方や3ヵ月以上病院に入院している方などは対象となりません。

支給額（月額） 26,440円（平成19年度）

支給期月

毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月分までが支給されます。

各手当に共通すること

手当を受けるためには▶最初に手当を受けようとする場合、各手当について認定請求書を提出する必要がありますが、家庭や障害の状況により添付書類が異なります。詳細につきましては役場窓口にお問い合わせください。なお、各手当は、受給資格があっても請求しない限り支給されませんのでご注意ください。

手当を受け続けるためには▶各手当には、前年の所得状況などにより当年8月～翌年7月分の支給が全額停止（児童扶養手当のみ一部停止有）される場合があります。その確認のため、通常、毎年8月中旬に状況を確認する届を提出する必要があります。また、障害を理由に支給される手当にあっては、期間を定めて認定されている場合があり、認定期間の終わり頃に、引き続き手当の受給資格があるかどうかを審査するため、診断書などを添えて再認定の手続きが必要となります。

どちらも、対象者には役場から提出依頼文書を送付致しますので、期限内に提出くださいますようお願いいたします。

詳しくは 町民課保健福祉グループ(5-1111 内線158) にお問い合わせください